
寄居町デジタル化推進計画

令和3年7月

寄居町

目次

1	計画の経緯・目的	1
	（1）社会的な背景	1
	（2）国、県の動き	1
	（3）計画の目的	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間と構成	3
4	推進体制	4
5	基本目標とデジタル化施策	5
	基本目標 1. 行政手続のオンライン化・サービスの向上	5
	基本目標 2. 行政事務の効率化	6
	基本目標 3. 適正な推進体制・基盤の整備	7
	基本目標 4. デジタル人材の育成	8
	【参考資料：国、県の計画等の概要】	9

1 計画の経緯・目的

(1) 社会的な背景

現在、日本の人口は減少に転じ、特に経済活動を支える生産年齢人口は著しく減少しています。2040年には日本の高齢者人口（65歳以上）がピークとなり、これまでの少子高齢化問題とは次元の異なる様々な問題が起きることも予想され、社会構造の変革やICT^{*1}を活用した生産性の向上が不可欠とされています。

また、2020年から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症への対応においては、地域・組織間で横断的なデータ活用が十分にできないことなど、デジタル化の遅れによる様々な課題が浮き彫りとなりました。

こうした状況下において、近年、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直し、行政の在り方そのものをデジタル社会に対応した「デジタル・ガバメント^{**2}」へ変革していく動きが活発化しています。

(2) 国、県の動き

行政のデジタル化に関しては、2016年12月に官民データの適正かつ効果的な活用の推進を図るため「官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）」が施行され、推進に関する基本計画として、国は「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成30年6月15日閣議決定）」を、埼玉県は「埼玉県ICT推進アクションプラン2017-2019（平成29年3月策定）」を策定しました。

2019年12月には「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）」（以下「デジタル手続法」という。）により「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）」（以下「デジタル行政推進法」という。）が改正され、行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等が定められました。

また、2020年12月に、国において、目指すべきデジタル社会のビジョンを定めた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を決定し、自治体が重点的に取り組むべき事項等を具体化し、国による支援策をまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)^{**3}推進計画」を策定しました。埼玉県では、2021年3月に行政のデジタル化推進と、社会基盤としてのデジタルインフラを浸透させることで社会課題を解決することを目的とした

¹ ICT：Information and Communication Technology の略で、一般に情報通信技術と訳される。

² デジタル・ガバメント：デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として行政機関の縦割りや国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直し、行政の在り方そのものをデジタル社会に対応させていくこと。

³ デジタル・トランスフォーメーション (DX)：ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」を策定しました。

このほか、国において、持続可能な開発目標である SDGs^{※4}の推進にあたり、日本が世界に先駆けて少子高齢化が加速する中、高齢化に伴う介護・医療需要の増加や、あらゆる産業や教育現場等における労働人口の不足といった課題を ICT により解決するという方針も掲げています。



(3) 計画の目的

これらの国、県の動きを受け本町においては、町機関等の情報システムの整備を総合的かつ計画的に進め、手続等に係る住民等の利便性や住民サービスの向上、行政運営の簡素化及び効率化、社会経済活動の更なる円滑化を図ることを目的とした「寄居町デジタル化推進計画（以下「本計画」という。）」を定め、Society 5.0^{※5}時代にふさわしい行政サービスを町民一人ひとりが享受できるデジタル・ガバメントを目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第6次寄居町総合振興計画^{※6}（平成29年3月策定）」で目指す町の将来像「可能性∞ 笑顔満タン よりいまち」の実現に向けた基本目標及び施策等との整合性を確保します。

また、官民データ活用推進基本法第9条第3項の規定に基づく町の区域内における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画を定めた「市町村官民データ活用

⁴ SDGs（持続可能な開発目標）：「Sustainable Development Goals」の略で、誰一人取り残さない世界を目指すため、2015年の国連サミットで採択された国際社会が取り組むべき17の目標のこと。

⁵ Society 5.0：インターネットによりモノ・情報・人を一つにつなぐとともに、AI等の活用により経済発展と社会的課題の解決を両立する社会のこと。情報社会（Society 4.0）に続く5番目の社会として位置づけられている。

⁶ 第6次寄居町総合振興計画：長期的な視点で町が目指す姿や基本目標を定め、その実現のための方針や手段等を総合的・体系的に示す町政運営の最上位計画。平成29年（2017年）3月策定。計画期間は平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）までの10年間。

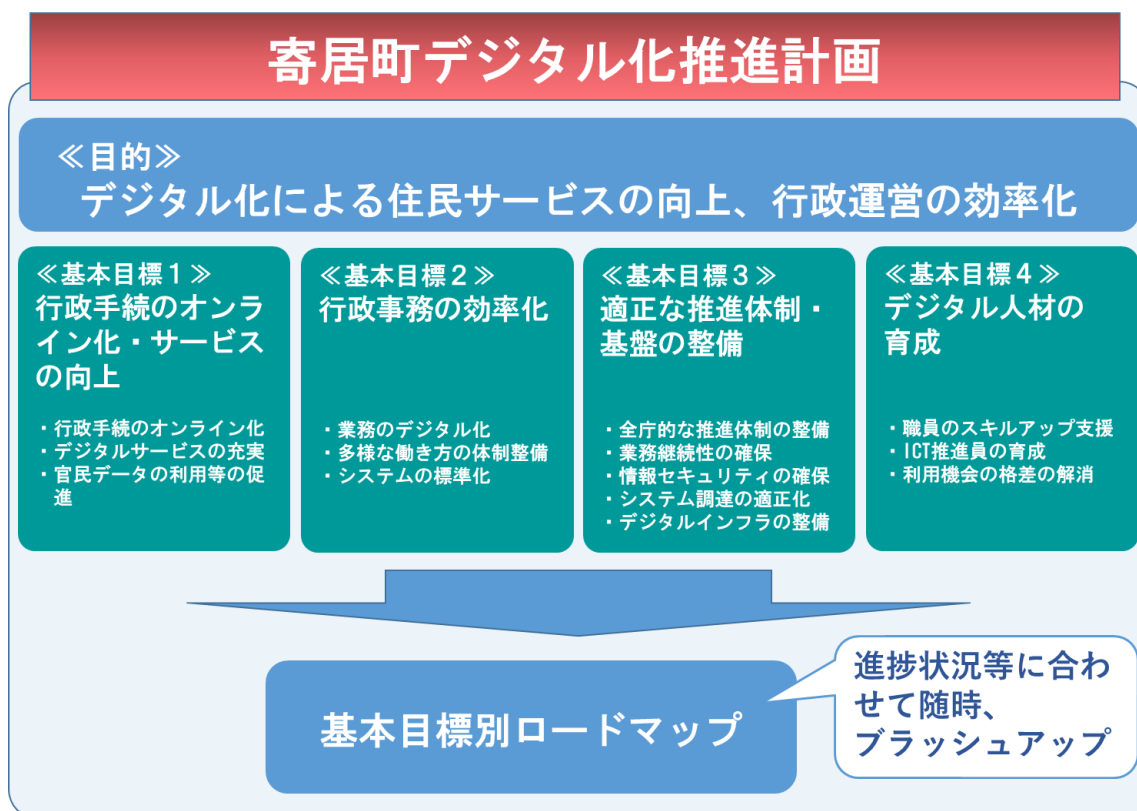
推進計画」及び、デジタル行政推進法第4条、第5条第1項並びに寄居町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和2年条例第16号）第3条に規定する「情報システム整備計画」としても位置づけるものとします。

3 計画の期間と構成

計画期間：令和3年7月 ～ 令和6年7月（3年間）

本計画は将来的なデジタル化の推進による住民サービスの向上と行政運営の効率化を目的とした3年間の推進計画とします。

計画における目的達成のため、推進すべき4つの基本目標を定め、基本目標ごとに具体的な取り組みや工程を示すロードマップ（工程表）を作成し、状況に合わせて随時ブラッシュアップ（改良・改善）していくことで、計画の実効性をより確実にします。



図：計画の構成と基本的な考え方

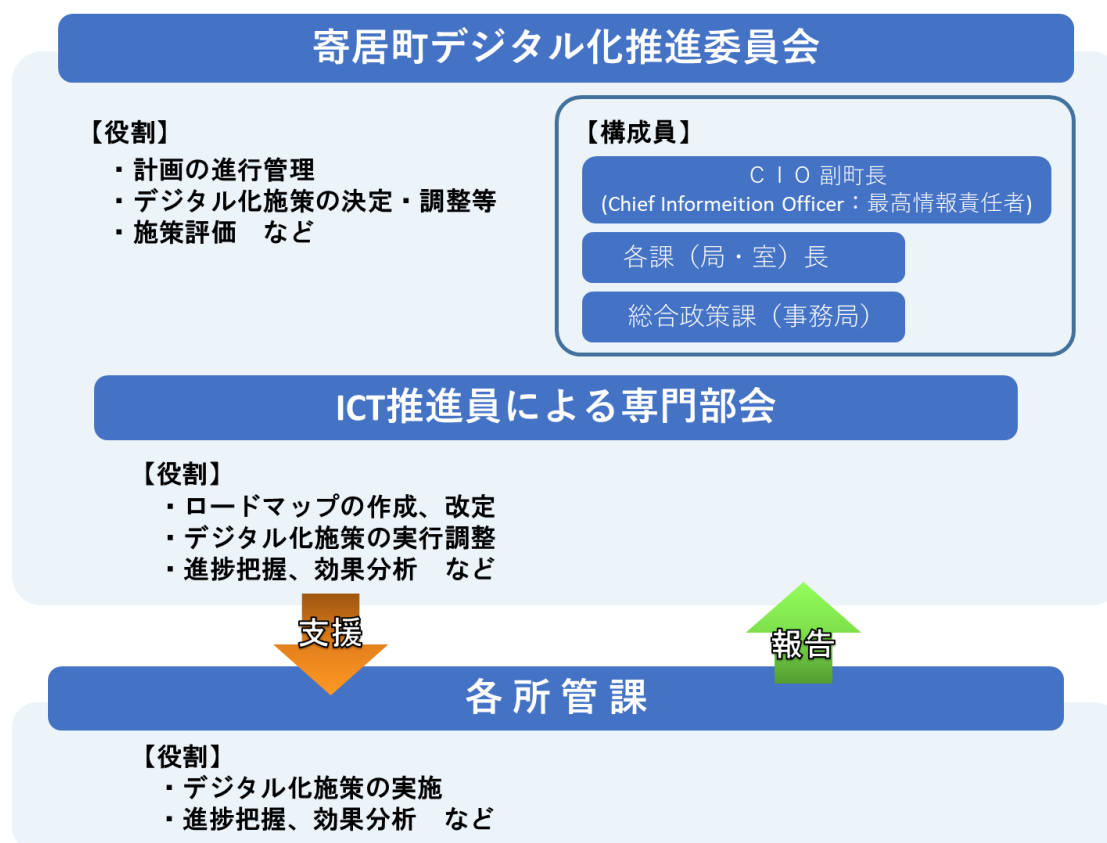
4 推進体制

本計画は、副町長を CIO^{*7} (Chief Information Officer：最高情報責任者) とし、各課 (局・室) 長により構成される「寄居町デジタル化推進委員会」を設置し、本町のデジタル化を全庁横断的に推進していきます。

CIO の指示のもと、分野や業務を越えた全庁的な連携体制を構築することで、様々なサービスやデータが連動し相乗的な効果を発揮できる施策及び取り組みを実施します。

実行段階においては、各課 (局・室) に配置する ICT 推進員で構成する専門部会により、各基本目標のロードマップの作成やデジタル化施策の実行調整などを行い、各所管課のデジタル化施策の実施を支援します。

また、デジタル化推進委員会及び専門部会はデジタル化施策の進捗状況や効果把握などのため、各所管課からの報告を求めています。



図：推進体制

⁷ CIO：(Chief Information Officer：最高情報責任者) の略で、組織・企業等において情報の取扱いや情報技術に関する最上位の責任者で、情報戦略やIT計画の策定などに責任を持つ。最高経営責任者 (CEO) は組織・企業等の経営など全体に対する責任を持つ一方で、CIOは経営戦略と協調して、デジタル・IT戦略を中心に立案し責任を持つ。

5 基本目標とデジタル化施策

本計画では、推進すべきデジタル化施策を体系的に整理した4つの「基本目標」を掲げています。基本目標ごとに本計画の主要な施策を設定し、それぞれの観点から取り組みを行い、デジタル化を具現化していきます。

基本目標1：行政手続のオンライン化・サービスの向上

行政手続のオンライン化、デジタルサービスの充実、官民データの利用促進等により、住民ニーズに即した効果的な行政サービスの向上を目指します。

【行政手続のオンライン化】

マイナンバーカードの普及促進、マイナポータルや電子申請等の利活用促進など、従来の紙文化から脱却し、いつでも、どこでも、簡単に行政サービスの利用や手続が行えるよう行政手続のオンライン化を推進します。

【デジタルサービスの充実】

様々なデジタルサービスを活用し、生活に役立つ情報や重要なお知らせをタイムリーに発信していきます。

また、災害、健康増進、教育、キャッシュレス決済など様々な分野における情報コンテンツの充実を図ります。

【官民データの利用等の促進】

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、町が保有するデータのオープンデータ^{※8}化を推進するとともに、地域課題の洗い出しや解決に向けてオープンデータ・ビッグデータ^{※9}を有効的に活用し、EBPM^{※10}（根拠データに基づく政策立案）による効果的な行政サービス等を推進します。

⁸ オープンデータ：国・地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、営利・非営利問わず二次利用が可能で、機械判読に適し、無償利用可能な形で公開されたデータ。

⁹ ビッグデータ：様々な形をした、様々な性格を持った、様々な種類のデータが集積された巨大なデータ郡。ICTの発達によって利用・分析が可能となり、統計情報や社会課題の解決に導く知見を得ることにより、新たな仕組みの創出やマーケティング等への活用が可能とされている。

¹⁰ EBPM：Evidence-based Policy Making の略。エビデンス（根拠データ）に基づく政策立案。

基本目標2：行政事務の効率化

業務のデジタル化やシステムの標準化等により、行政事務の効率化と多様な働き方の体制整備を目指します。

【業務のデジタル化】

町の業務・事務処理等を総合的にデジタル化し、行政運営の効率化を図ります。ペーパーレスの推進、AI技術等の活用などにより職員を定例的な事務作業から解放し、職員でなければできない企画立案業務や住民への直接的なサービス提供などに注力できるようにしていきます。

【多様な働き方の体制整備】

ICTを活用し、テレワーク等により場所や時間にとらわれない多様な働き方ができる体制を整えます。

【システムの標準化】

システム連携やデータの流通による業務効率化やサービスの高度化を図るため、情報システムや各種データの標準化を推進します。

また、各種システムが共通したクラウドサービス¹¹の利用を推進することで、システムの運用経費削減や効率性・セキュリティ水準の向上を図ります。

¹¹ クラウドサービス：企業や官公庁などの情報システムについて、自庁内に機器等を設置するのではなく、ネットワークを通じ外部の事業者が提供するシステムを遠隔で利用するサービス方式。

基本目標3：適正な推進体制・基盤の整備

全庁的なデジタル化の推進体制の整備やセキュリティの確保等により、適正なデジタル化を推進するための体制・基盤を整えます。

【全庁的な推進体制の整備】

全庁横断的な推進体制を整備し、デジタル化を推進します。また、デジタル化施策や情報セキュリティに関し専門的な視点から助言を受けられる仕組みを整えます。

【業務継続性の確保】

ICT-BCP^{※12}の策定や CSIRT^{※13}の設置等により災害やセキュリティインシデント等の有事の際に速やかに業務再開が図れる体制を整えます。

【情報セキュリティの確保】

町が保有する情報資産を各種ウイルスやサイバーテロ、不正アクセス等の脅威から守るため、情報セキュリティ対策を充実させ、常に最新の対策を実施します。また、セキュリティ対策に関する監査を実施するとともに、情報セキュリティポリシー^{※14}の適正な更新を図ります。

【システム調達の適正化】

情報システムの調達について基準を設けるなど適正化を図ります。また、県及び他市町村と連携し、共同調達・共同利用を推進します。

【デジタルインフラの整備】

公衆無線 LAN の整備、庁内ネットワークの強化や認証基盤の強化などサービスの基盤となるデジタルインフラの整備を行っていきます。

なお、デジタルインフラの整備は、時間とコストが大きくなるため、特に計画的な実施を検討していきます。

¹² ICT-BCP：ICT-Business Continuity Plan の略。情報システムに関する業務継続計画のこと。災害・事故で被害を受けても重要業務（非常時優先業務）をなるべく中断させず、中断しても可能な限り早急に復旧させ「業務継続」を実現させるための計画のこと。

¹³ CSIRT：Computer Security Incident Response Team の略。コンピュータやネットワーク上で何らかのインシデント（運用・情報管理に支障を及ぼしかねない問題、事象等）の発生を監視するとともに、インシデント発生時には、その原因解析や影響範囲の調査、再発防止策の立案等を行う組織のこと。

¹⁴ 情報セキュリティポリシー：組織・企業などにおける情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの。

基本目標4：デジタル人材の育成

デジタル化の推進には職員の意識改革と情報リテラシーの向上が望まれます。研修の充実や啓発活動等により各職員の ICT に関するスキルアップを目指します。

また、あらゆる人々がデジタル技術の恩恵を受けられるよう、住民の利用機会の格差の解消を目指します。

【職員のスキルアップ支援】

職員のデジタル化に対する意識や ICT リテラシー^{*15}の向上を図るため、個人の希望や能力に応じて受講できる研修環境の整備や自己啓発を支援します。

【ICT 推進員の育成】

業務における ICT 活用の積極的な発案や導入支援、他の職員に対して ICT に関するサポートをするなど、各課におけるデジタル化等の推進役や相談役となる人材を育成し、組織全体の ICT リテラシーの向上と、デジタル化の推進を図ります。

【利用機会の格差の解消】

デジタル化の推進により生じるデジタルデバイド^{*16}の解消に留意し、パソコンやスマートフォン等の操作に不慣れなことや障害等によりサービスが得られないなど利用機会の格差の解消により、あらゆる人々がデジタル技術の恩恵を受けられる行政サービスを目指します。

¹⁵ ICT リテラシー：ICT を正しく適切に利用・活用できる能力。

¹⁶ デジタルデバイド：ICT を利用して恩恵を受けることができる人と、利用できずに恩恵を受けることができない人との間に生じる様々な格差。

【参考資料：国、県の計画等の概要】

デジタル手続法の概要（令和元年12月施行）

デジタル技術を活用し、行政手続等の**利便性の向上**や**行政運営の簡素化・効率化**を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定める。

○行政手続オンライン化法の改正

デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則

- ① **デジタルファースト**：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ② **ワンスオンリー**：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③ **コネクテッド・ワンストップ**：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続のデジタル化のために必要な事項

<p>行政手続におけるデジタル技術の活用</p> <p>行政手続のオンライン原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、オンライン化実施を原則化（地方公共団体等は努力義務） ・本人確認や手数料納付もオンラインで実施（電子署名等、電子納付） <p>添付書類の省略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、添付を不要とする規定を整備（登記事項証明書（令和2年度情報連携開始予定）や住民票の写しなどの本人確認書類等） 	<p>デジタル化を実現するための情報システム整備計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン化、添付書類の省略、情報システムの共有化、データの標準化、APIの整備、情報セキュリティ対策、BPR等 <p>デジタルデバイドの是正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助） <p>民間手続におけるデジタル技術の活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続に関連する民間手続のワンストップ化 ・法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、デジタル化を可能とする法制上の措置を実施
---	---

（出典）内閣官房 IT 総合戦略室「デジタル手続法の概要」（令和元年12月）より

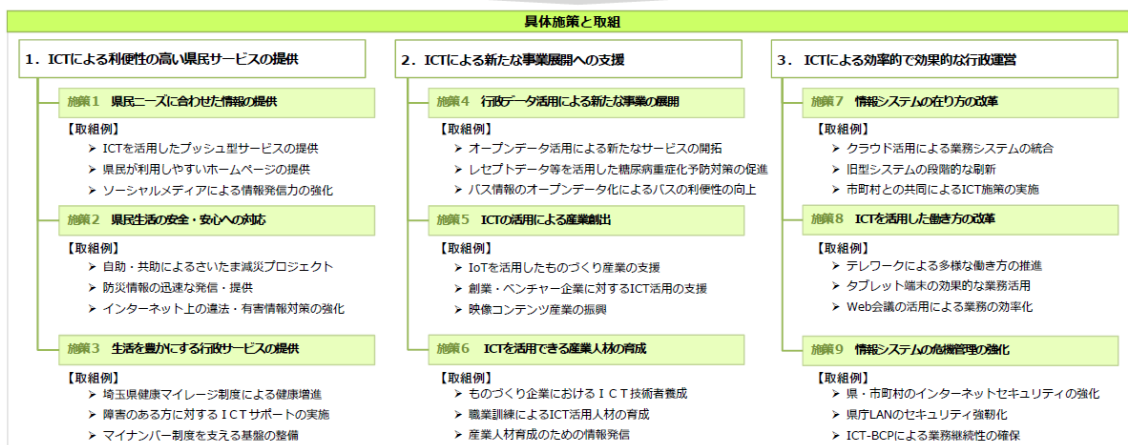
デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）の概要

<p>国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動においてデジタル技術の恩恵を受け、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間を通じたデジタル・ガバメントを推進し、行政の在り方をはじめ社会全体をデジタル化</p>	
<p>サービスデザイン・業務改革（BPR）の徹底による行政サービス改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用者のニーズから出発する、エンドツーエンドで考える等のサービス設計12箇条に基づく、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービス ✓ 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される行政サービスの100%デジタル化の実現 ✓ 利用者の違いや現場の業務の「ばらつき」まで詳細に把握・分析する業務改革（BPR）の徹底、フロー図等の作成による行政サービス全体のプロセスの可視化 	<p>行政手続のデジタル化、ワンストップサービス等の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ デジタル手続法に基づき行政手続のオンライン化を進め、国の手続件数の9割についてオンライン化を実現予定。毎年度計画を改定し対象を拡大。 ✓ 登記事項証明書（令和2年度以降）、戸籍（令和5年度以降）等について、行政機関間の情報連携の仕組みを整備し、順次、各手続における添付書類の省略を実現。 ✓ 子育て、介護、引越し、死亡・相続及び企業が行う従業員の社会保険・税に関する手続についてワンストップサービスを推進 ✓ 法人等に係る行政手続等の利便性向上のための法人デジタルプラットフォーム整備 ✓ 安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とマイナンバー制度の利活用の促進等
<p>デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 統一的な政府情報システムの将来的な在り方などデジタル・ガバメント実現のためのグランドデザインの策定（令和元年度末目標） ✓ 政府全体で共通的に利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備 ✓ 政府情報システムの整備におけるクラウドサービスの利用の検討の徹底 ✓ 行政のデジタル化における情報セキュリティ対策・個人情報保護等の徹底 ✓ データ標準の普及など行政データ連携の推進、行政保有データの100%オープン化 	<p>デジタルデバイス対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 行政のデジタル化に当たっては、年齢、障害の有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、全ての人がか不安なくデジタル化の恩恵を享受できる環境を整備 <p>広報等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門的・技術的な用語に頼らずに国民等に丁寧かつ分かりやすい広報の実施
<p>政府CIOによる一元的なプロジェクト管理の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 政府CIOの下、全ての政府情報システムについて、予算要求前から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理を強化 ✓ 政府情報システムの効率化、高度化等を図るため、デジタルインフラに係る情報システム関係予算の一括要求・一括計上（令和2年度予算案：府省共通34システム、約674億円を内閣官房IT室にて一括計上） ✓ 機動的かつ効率的、効果的なシステム整備のため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする新たな調達・契約方法の試行（令和2年度） ✓ 政府情報システムの運用等経費、整備経費のうちシステム改修に係る経費を令和7年度までに3割削減を目指す（令和2年度比） ✓ 政府におけるセキュリティ・IT人材の確保・育成 	<p>地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ マイナンバーの活用等により地方公共団体の行政手続（条例・規則に基づく行政手続を含む）のオンライン化を推進 ✓ 複数団体により共同でクラウド化を行う自治体クラウドを推進 ✓ 業務プロセス・情報システムの標準化を推進 ✓ AIを活用するためのガイドブック作成等によりAI・RPA等による業務効率化を推進 ✓ 本年度開催した「自治体ピッチ～Pitch to Local Governments～」の継続実施 ✓ クラウドサービスの利用等の在り方を含めて、新たな情報セキュリティ対策を検討 ✓ オープンデータの推進による地域の課題の解決の促進 ✓ 「地域情報化アドバイザー」の活用促進等によるセキュリティ・IT人材の確保・育成 ✓ デジタル・ガバメント構築のための総合的な戦略として、官民データ活用推進計画の策定を推進
<p>民間手続におけるデジタル技術の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 各府省における法令に基づく民間手続のオンライン化の検討状況のフォローアップ 	

※本計画は、デジタル手続法に基づく情報システム整備計画として位置付けることとする。

（出典）内閣官房 IT 総合戦略室「デジタル・ガバメント実行計画の概要」（令和元年12月）より

埼玉県 ICT 推進アクションプラン2017-2019の概要



(出典) 埼玉県「埼玉県 ICT 推進アクションプラン 2017-2019」(平成29年3月)より

埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画の概要



(出典) 埼玉県「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」(令和3年3月)より